



老高発0330第2号  
老振発0330第9号  
老老発0330第1号  
平成24年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」等の一部改正について

標記については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第87号）」、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第88号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第89号）」、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第90号）」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第91号）」、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第92号）」、「厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第93号）」、「厚生労働大臣が定める一単位の単価の全部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第94号）」、「厚生労働大臣が定める者等の全部を改正する件（平成24年厚生労働

省告示第 95 号)」、「厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 96 号)」、「厚生労働大臣が定める施設基準の全部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 97 号)」、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 98 号)」、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 99 号)」、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 100 号)」、「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 101 号)」、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 102 号)」、「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 103 号)」、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 104 号)」、「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 105 号)」、「厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 106 号)」、「厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 107 号)」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号の規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 108 号)」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 109 号)」、「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 110 号)」、「介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 111 号)」、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第

112号)」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第113号）」、「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額を廃止する件（平成24年厚生労働省告示第114号）」、「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第115号）」、「厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第116号）」、「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第117号）」、「厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者を定める件（平成24年厚生労働省告示第118号）」、「厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準を定める件（平成24年厚生労働省告示第119号）」、「厚生労働大臣が定める地域の全部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第120号）」及び「厚生労働大臣の定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第202号）」が公布され、平成24年4月1日から施行される。

これらの制定及び改正に伴い下記の通知を改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

## 記

- 1 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号）の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
- 2 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）の一部改正  
別紙2のとおり改正する。
- 3 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）の一部改正  
別紙3のとおり改正する。

- 4 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号）の一部改正  
別紙 4 のとおり改正する。
  
- 5 地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号）の一部改正  
別紙 5 のとおり改正する。

○ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企54号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）  
 （変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>（別紙） 各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について</p> <p>(5) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着基準第七十一条第三項第六号及び地域密着介護予防基準第五十二条第三項第六号関係）</p> <p>① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p>	<p>（別紙） 各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について</p> <p>(5) 小規模多機能型居宅介護、<u>複合型サービス</u>及び介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着基準第七十一条第三項第六号及び地域密着介護予防基準第五十二条第三項第六号関係）</p> <p>① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p>